

2023年度 こども教育宝仙大学研究費不正防止計画

こども教育宝仙大学における研究費の適正な運営・管理を行うため、次の通り不正防止計画を策定し、実施する。

最高管理責任者 学長 太田誠一
 統括管理責任者 事務部長 仁科昭雄
 コンプライアンス推進責任者 学部長 石川悦子
 事務部長 仁科昭雄

区分	手続き等	不正の発生要因	要因の説明等	防止計画
組織	責任・権限等の所在明確化	公的研究費の責任体系が明確でない。	補助金の多くは研究者宛に措置されたものであり、研究者の責任において管理執行されている。	学内の責任体系を明確にする規程を制定しているため、その概要を公表する。
意識	意識の向上	補助金等が公的資金であるという意識が希薄である。	研究者は「自分のもの」、事務職員は「預り金」という意識が強い。	研究者・事務職員の意識向上を図るため、「宝仙学園基本指針並びに行動基準」等諸規定を周知する。関係ルール遵守のため「誓約書」の提出を求める。
管理	管理・監査体制	納品・研修、勤務状況確認等の研究費管理体制が不十分である。	不正な取引や架空支出を防止するための研修が不十分である。	非常勤職員の勤務状況確認や検収を頻繁に行い、研究費の管理・監査体制及び担当者の研修体制を強化する。
旅費	事務手続き	出張終了後に出張願が提出されている。	出張願が事後になると、研究目的との整合性や旅行計画、経費の推算、他の業務との重複が確認できない。	出張願は必ず事前に届け出ることとし、届出後の決済処理は速やかに行う。
旅費	出張実施確認	出張報告が「学会出席」、「資料収集」といった文言のみの記載で処理されている。	出張報告の内容が不明瞭な場合は、架空の出張と受け取られる可能性がある。	旅費精算の際、出張報告により具体的な事項を記載する。学会等のプログラムの場合は、出張者本人が出席を証明できるものにより確認する。
旅費	精算手続き	旅費の精算が、出張終了後長期間行われていない。	出張終了後速やかに精算手続きを行わないと、執行額が確定しない。	旅費の精算は、出張終了後速やかに行う。
謝金等	事務手続き	謝金にかかる支払依頼書が事後に提出されている。	謝金にかかる支払依頼書の提出が事後になると研究目的との整合性や勤務状況、経費の推算、単価の整合性、他の業務との重複が確認できない。	謝金にかかる支払依頼書は必ず事前に提出することと、決済および処理手続きを速やかに行う。
謝金等	実施確認	教員以外の者による実施確認がなされていない。	実施を依頼した教員のみの実施確認では、架空の支出と受け取られる恐れがある。	実施確認は、事務職員等の第三者が行う。

区分	手続き等	不正の発生要因	要因の説明等	防止計画
謝金等	支払手続(1)	謝金等の支払いが業務終了後長期間行われていない。	業務終了後速やかに支払手続を行わないと、執行額が確定しない。	謝金等の支払いは業務終了後速やかに行う。
謝金等	支払手続(2)	研究者により立替払いが行われている。	研究協力者へ正しく支払われない恐れがある。	支払手続担当者は、日ごろから研究協力者とコミュニケーションをとり、支払先・支払金額を確認しておく。領収証には研究協力者の押印(またはサイン)をとる。
物品費	発注手続	研究者の発注できる範囲が守られていない。	研究者と業者の関係が、不正な取引に発展する可能性がある。	金額等、研究者が発注することができる範囲は規程等を遵守する。
物品費	納品・検収	研究者が納品・検収を行うことがある。	研究者だけの発注・納品・検収では、架空の発注・支出と受け取られる恐れがある。研究者と業者の関係が不正な取引に発展する恐れがある。	納品・検収は、任命された担当者が行う。
相談	相談窓口	研究費の執行に関する相談窓口がない。	ルールの統一が図られていないため、誤った解釈で経費が執行される恐れがある。	全学的なルールの統一を図り、相談窓口が一元的に指導・助言を行う。
相談	通報窓口	学内外から通報(告発)を受け取る窓口がない。	通報者および被告発者を保護する体制を整備していないと、不正発生リスクが増大する恐れがある。	通報(告発)窓口の整備により、不正の抑制、牽制、リスクの早期発見を図る。
理解	説明会	研究費の管理や執行に関する説明会が行われていない。	管理意識を徹底し、使用ルールを統一しないと、不正発生リスクが増大する恐れがある。	説明会を開催することにより研究者、事務職員の意識向上を図るとともに、使用ルールの周知を徹底する。

2023年4月1日更新